

「国立劇場再整備等事業に係るアドバイザー業務(令和7年度業務)」に関する質問と回答

	資料名等	質 問	回 答
①	質問回答の位置づけ	令和6年10月に公募された「国立劇場再整備等事業に係るアドバイザー業務(令和6・7年度業務)」のプロポーザル発注時の質疑で回答された内容は方針変わらないという理解でよろしいでしょうか。(質問内容によるなどの場合は、必要に応じて再度確認したい内容だけ質問させていただきます。)	令和6年10月に公募を行った「国立劇場再整備等事業に係るアドバイザー業務(令和6・7年度業務)」は、現在公募手続き中の「国立劇場再整備等事業に係るアドバイザー業務(令和7年度業務)」とは別のものです。 「令和6・7年度業務」の公募手続きにおける質問に対する回答は、今回の「令和7年度業務」の公募手続きには、一切当てはまりません。
		2025/6/16	2025/6/17
②	業務委託仕様書 Ⅱ. 業務内容	令和6年10月発注時と比較して、「市場調査の実施等に関する支援」が業務として減となっています。貴振興会で市場調査を実施されていますでしょうか。実施している場合にはその資料を閲覧させていただけないでしょうか。	市場調査は独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)で実施します。 「国立劇場再整備等事業に係るアドバイザー業務(令和7年度業務)」の公募手続きにおける閲覧は予定していません。 契約締結(守秘義務含む)後、業務の必要に応じて振興会より提示する予定です。
		2025/6/16	2025/6/17
③	業務委託仕様書 Ⅱ. 業務内容 2. PFI 事業者選定手続きに関する支援	実施方針の概略の公表及び説明会の実施について、時期の想定がありましたらご教示ください。 また、説明会は民間事業者向けの説明会という理解でよろしかったでしょうか。	実施の時期については調整中であり、回答いたしかねます。 説明会については、ご理解の通り、民間事業者向けのものです。
		2025/6/16	2025/6/17
④	業務委託仕様書 Ⅱ. 業務内容 2. PFI 事業者選定手続きに関する支援	「(3)有識者委員会の運営支援」に関して、回数及び時期の想定あればご教示ください。 また、委員会委員のうち外部有識者への報酬等は受託者の負担として見込む必要はないという理解でよろしいでしょうか。	回数については1回を予定しています。 時期については調整中であり、回答いたしかねます。 委員への報酬等は、振興会が負担しますので、受託者の負担として見込む必要はありません。
		2025/6/16	2025/6/17
⑤	関連業務について	「国立劇場再整備事業に係る技術アドバイザー業務(令和6・7年度業務)」について、業務を進められていると認識していますが、当該業務の仕様内容についてご教示いただけますでしょうか。(本業務実施にあたり、密接に関わるものと認識し、内容把握の上で提案したいと考えます。	「国立劇場再整備事業に係る技術アドバイザー業務(令和6・7年度業務)」公募時の資料より、業務委託特記仕様書及び業務委託仕様説明書を提示します。 別紙の参考資料1(業務委託特記仕様書)、参考資料2(業務委託仕様説明書)をご覧ください。
		2025/6/16	2025/6/17

「国立劇場再整備等事業に係るアドバイザー業務(令和7年度業務)」に関する質問と回答

	資料名等	質 問	回 答
⑥	説明書 14. ヒアリング	ヒアリングに関して「行う必要があると判断した場合は別途連絡する」と記載ありますが、いつ頃の実施を想定されていますでしょうか。凡その時期(提案書提出後何週目等)がありましたらご教示ください。また、ご連絡をいただける時期の想定についてご教示いただけますでしょうか。可能な限り早期に実施時期をご連絡いただけると幸いです。 2025/6/26	本プロポーザル手続きにおいて、企画提案書のヒアリングは、必ず行うこととしたものではありませんが、提出された企画提案書を確認したうえで、企画提案書を特定するための審査においてヒアリング実施が必要と判断された場合には、ヒアリングを行う可能性があります。 なお、ヒアリングに関する連絡は、ヒアリングを行う場合のみ行います。 ※ヒアリングを実施する場合の時期は、7月最終週又はその翌週を想定します。ヒアリング実施の際の連絡の時期も同様です。 2025/6/27
⑦	業務委託仕様書 Ⅱ. 業務内容 2. PFI 事業者選定手続き に関する支援	(1)実施方針の概略に係る説明会に関する支援に関して、「※実施方針の概略資料の作成及び説明会での維持管理・運営に係るものは除く」とありますが、実施方針の概略の作成を除くことと、説明会における対応は、令和5年度公表の要求水準書で言うところの「第5章 維持管理・運営」部分の対応を基本的に除くという理解でよろしかったでしょうか。 なお、同様に「※維持管理・運営に係るものは除く」の記載がある箇所は同様の理解でよろしいでしょうか。 2025/6/26	ご理解のとおりです。 2025/6/27

業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 国立劇場再整備等事業に係る技術アドバイザー業務（令和6・7年度業務）

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 国立劇場本館他

(2) 敷地の場所 東京都千代田区隼町4-1

(3) 施設用途 劇場、事務所等

3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務の与条件

(1) 敷地

住居表示：東京都千代田区隼町4-1

敷地面積：30,818.74㎡

用途地域：商業地域

建ぺい率：80%だが、60%未満で計画すること

指定容積率：500%、一部700%だが、500%未満で計画すること

防火地域：防火地域

日影規制：なし

その他：敷地内地下に首都高速道路が敷設されている。

(2) 国立劇場の規模

用途	面積(㎡)
舞台(大劇場、小劇場、演芸場、共通) 楽屋(大劇場、小劇場、演芸場、共通) 大道具(大劇場、小劇場、共通) 稽古場 客席・ホワイエ(大劇場、小劇場、演芸場、共通) 養成研修(伝統芸能、現代舞台芸術、共通) 調査資料(公演記録、資料閲覧、収蔵庫) 普及発信 事務管理(役員室、共用会議室、各部事務室、共通) 施設設備 交通部分	約 50,500
地下駐車場 (国立劇場の附置義務台数を確保するための面積)	約 6,000
合 計	約 56,500

(3) スケジュール (予定)

令和7年度 実施方針概略の公表

令和8年度 実施方針の公表、特定事業の選定、PFI事業入札公告

令和9年度 PFI事業契約締結

(4) 業務の与条件

詳細な与条件は、業務委託仕様説明書による。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）（令和6年改定）」による。

1. 特記仕様書の適用

(1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で□印の付いたものについては、☑印の付いたものを適用する。

(2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

2. 本設計業務委託特記仕様書における読替え等

(1) 公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。

3. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。本業務において「管理技術者」とあるのは、「総括技術者」に読み替えるものとする。

☑建築士法（昭和25年法律第 202号）による一級建築士

□建築士法（昭和25年法律第 202号）による建築設備士

4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

5. 業務範囲

業務範囲の内容は業務委託仕様説明書による。

6. 業務の実施

(1) 一般事項

① 業務は、提示された設計と条件、適用基準類によって行う。

*業務の与条件の詳細については、監督職員と協議するものとする。

② 業務の着手に当たり、目標となる工事費は監督職員と協議するものとする。

(2) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

① 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき

② その他（ ）

7. 成果物及び提出部数等

- (1) 要求水準書のうち本業務で作成したものをファイル綴じ 正本1部 副本1部
- (2) 概算事業費積算書 2部
- (3) 打合せ記録書 2部

8. 成果物の体裁等

- (1) 紙の成果物は下記による。

紙の成果物は全てファイル綴じとし、表紙及び背表紙にタイトル、提出年月、会社名を記載する。なお成果品の作成に当たっては、その編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。

- (2) 電子データの成果物は下記による。

① 電子媒体

- ☒ 記録式光メディア1枚

② ファイル形式

- ☒ 作成の編集可能な元データ及びPDF

- ☒ CADの場合は、作成元CADデータ及びDXF, JWW, PDF

- ③ 提出されたCADデータは、当該施設に係る設計者及び工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に設計業務委託契約要項第8条第1項の規定の範囲で利用することができる。

【関係法令・適用基準リスト】

1. 関係法令等

本業務の実施に当たり、特に留意すべき関係法令は下記のとおりとする。受託者はこれに限らず自ら法令等を確認し、最新のものを適用すること。

【関係法等】

- ① 文化芸術基本法
- ② 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- ③ 建築基準法
- ④ 消防法
- ⑤ 都市計画法
- ⑥ 航空法
- ⑦ 文化財保護法
- ⑧ 建設業法
- ⑨ 電波法
- ⑩ 有線電気通信法
- ⑪ 水道法
- ⑫ 下水道法
- ⑬ 電気事業法
- ⑭ ガス事業法
- ⑮ 道路法
- ⑯ 騒音規制法

- ⑰ 震動規制法
- ⑱ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑲ 労働安全衛生法
- ⑳ 景観法
- ㉑ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ㉒ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ㉓ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ㉔ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ㉕ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ㉖ 水質汚濁防止法

【東京都の条例等】

- ① 東京都屋外広告物条例
- ② 東京都建築安全条例
- ③ 東京都駐車場条例
- ④ 火災予防条例
- ⑤ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ⑥ 東京都環境影響評価条例
- ⑦ 東京都福祉のまちづくり条例
- ⑧ 東京都安全・安心まちづくり条例
- ⑨ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ⑩ 東京における自然の保護と回復に関する条例
- ⑪ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
- ⑫ 東京都景観条例
- ⑬ 新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針

【千代田区の条例等】

- ① 千代田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ② 千代田区建築計画の早期周知に関する条例
- ③ 千代田区景観まちづくり計画
- ④ テレビ電波障害対策要綱
- ⑤ 千代田区緑の基本計画
- ⑥ 千代田区都市計画マスタープラン
- ⑦ 千代田区地球温暖化対策条例

その他関係法令、通知及び通達、条例及び規則等

2. 適用基準類

関係法令のほか、次の基準等による。ただし、業務実施時において最新版のものがある場合はそちらを適用する。

- ① 共通

- ☑官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（統一基準）（令和3年版）
 - ☑官庁施設の環境保全性基準（統一基準）（令和4年版）
 - ② 建築
 - ☑公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
 - ☑文部科学省建築工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
 - ☑公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）（令和4年版）
 - ☑文部科学省建築改修工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
 - ☑建築構造設計指針（平成21年版）
 - ☑公共建築木造工事標準仕様書（統一基準）（令和4年版）
 - ☑建築工事特記仕様書書式・同記載要領（令和4年版）
 - ③ 建築積算
 - ☑公共建築工事積算基準（統一基準）（平成28年版）
 - ☑公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（令和6年版）
 - ☑公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和6年版）
 - ☑公共建築数量積算基準（統一基準）（令和5年版）
 - ☑公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和5年版）
 - ☑公共建築工事見積標準書式（統一基準）（建築工事編）（令和5年版）
 - ☑公共建築工事積算基準等資料（令和6年版）
 - ④ 設備
 - ☑公共建築工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
 - ☑文部科学省電気設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
 - ☑公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
 - ☑公共建築設備工事標準図（統一基準）（電気設備工事編）（令和4年版）
 - ☑文部科学省電気設備工事標準図（特記基準）（令和4年版）
 - ☑電気設備工事特記仕様書書式・同記載要領（令和4年版）
 - ☑建築設備耐震設計・施工指針（建設省住宅局建築指導課監修）（2014年版）
 - ☑公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）
 - ☑文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）（令和4年版）
 - ☑公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）
 - ☑公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）（令和4年版）
 - ☑文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）（平成31年版）
 - ☑機械設備工事特記仕様書書式・同記載要領（令和4年版）
 - ⑤ 設備積算
 - ☑公共建築工事積算基準（統一基準）（平成28年版）
 - ☑公共建築工事共通費積算基準（統一基準）（令和6年版）
 - ☑公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）（令和6年版）
 - ☑公共建築設備数量積算基準（統一基準）（令和5年版）
 - ☑公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（設備工事編）（令和5年版）

- ☒公共建築工事見積標準書式(統一基準)(設備工事編) (令和5年版)
- ☒文部科学省建築工事標準単価積算基準(特記基準) (平成31年版)
- ☒公共建築工事積算基準等資料 (令和6年版)
- ⑥ 土木
 - ☒文部科学省土木工事標準仕様書 (令和4年版)
- ⑦ 土木積算
 - ☒文教施設工事積算要領(土木工事) (令和3年版)
- ⑧ 保全
 - ☒建築保全業務共通仕様書 (令和5年版)
 - ☒文教施設保全業務標準仕様書 (令和5年版)

業務委託仕様説明書

I. 業務概要等

1. 業務名称

国立劇場再整備等事業に係る技術アドバイザリー業務（令和6・7年度業務）

2. 業務の概要

(1) 目的

国立劇場再整備等事業は、開場後から50年以上経過し、老朽化が著しい国立劇場等を伝統芸能の伝承と創造の中核拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す施設となるよう建て替えにより整備を行うものである。

国立劇場再整備等事業を推進するにあたっては、文部科学副大臣の主宰による「国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム」が令和元年10月7日に設置され、PFI事業による国立劇場の再整備にあたって必要となる機能や用途、事業スキームなどを整理した「国立劇場の再整備に係る整備計画」（以下「整備計画」という。）が令和2年7月14日に策定された。

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、これまで「整備計画」に基づき、PFI法による事業者選定のための入札手続きを2回行ったが、いずれも契約に至っていない状況である。

この度、これまでの状況を踏まえ、「国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム」において「整備計画」の改定に向けた方向性が示されたことから、振興会においてPFI法による事業者選定のための入札手続きを推進するものである。

本業務は、「整備計画」の改定に向けた方向性に基づき、これまでの入札に係る資料等（令和5年2月3日入札公告の関係資料及びこれまでのアドバイザリー業務の成果物）を活用し、PFI法による事業者選定のための入札手続きに係る資料等の作成等を目的とする技術アドバイザリー業務である。

(2) 再整備の基本的な考え方（整備計画より）

伝統芸能の伝承と創造の中核的拠点としての機能をさらに強化し、国内外の人々の交流を生み出す施設となるよう下記の3つの基本的な考え方を踏まえ、建て替えにより整備する。

① 伝統芸能の伝承と創造に係る機能強化

各芸能に適う舞台環境を整備するとともに、新たな演出や多くの用途にも対応する技術を取り入れた劇場とする。また、伝統芸能の伝承者等の幅広い舞台芸術人材を養成する研修機能を充実する。

② 文化観光拠点としての機能強化

新たな観客層に足を運んでもらうとともに、伝統芸能の魅力を国内外に発信するための機能を整備し、皇居周辺見学における学校団体の需要や、インバウンド層の観光需要を取り込む。

③ 周辺地域との調和等

景観や、劇場へのアプローチなど周辺環境に配慮し、地域の良いイメージの継承を図りながら、持続的な発展に貢献する。

II. 業務内容

1. 要求水準書及び関連資料の作成

- (1) 民間収益施設を設置しないモデルプランの作成(前回成果品を基にプランの検討、作成を行う) (令和7年6月30日(月))を目途に作成)

国立劇場のみ(民間収益施設を設置しない場合)のモデルプランの作成にあたっては下記事項について検討しプランを作成する。

- ① 体験展示室及びレストラン・カフェを活用したスペースの検討(体験機能と飲食機能の統合等)
- ② 上記のスペースを含めたグランドロビーから各劇場等への配置計画の検討
- ③ バックヤードツアーの動線計画の検討
- ④ 外構計画の検討(駐車場、植栽計画(前庭の既存樹木の活用を含む))と、配置計画の作成
- ⑤ 建設工事費のコスト削減項目の検討

- (2) 上記モデルプランによる要求水準書及び関連資料の作成(施設整備業務に係る前回資料の修正) (令和7年9月30日(火))を目途に作成)

施設整備業務に係る要求水準書、添付・参考資料の修正を行う。

- (3) 施設整備の工期の算出(前回作成した設計・建設の工程を確認し、モデルプランによる工期を算定する) (令和7年9月30日(火))を目途に作成)

設計、建設に係る工程表を作成する。(既存施設の解体工事を含む)

- (4) 作成したモデルプランによる概算工事費の算出(設計監理費は除く)

予定価格算出のベースとなる工事費の算出を行う。

2. 打合せ

業務スケジュールは提案によるが、契約締結後2週間に1度程度の打合せを行うことを想定している。

3. 資料

業務に必要な資料の収集は、原則として受託者が行うものとし、委託者は業務の遂行に協力する。

なお、令和5年2月3日入札公告の関係資料及びこれまでのアドバイザー業務の関係資料の閲覧等については、以下による。

- (1) ホームページにおいて公表している関係資料

独立行政法人日本芸術文化振興会ホームページ

<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/redevelopment/>

- (2) 振興会事務所内において閲覧できる関係資料

- ・別紙1において、「振興会事務所内において閲覧」の欄にある○印を付した関係資料とする。
- ・閲覧期間は令和6年10月31日(木)から令和6年12月16日(月)までとする。

(3) 振興会事務所内において関係資料の閲覧が可能な者

- ・参加表明書を提出し、技術提案書の提出を求める者(以下「提出要請者」という。)に選定された旨の通知を受けた者に限り、閲覧を認める。

(4) 振興会事務所内において閲覧を希望する場合の手続き

- ・上記(3)に該当し、閲覧を希望する者は、社名、部署、担当者氏名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)、閲覧希望日時、閲覧希望者全員の部署及び氏名を記載した書面を、下記(6) 閲覧手続きに関する連絡先へ送付すること。
- ・閲覧は、事前の予約を必要とする。閲覧日時の希望に沿えない場合があるため、複数の閲覧希望日時を連絡すること。
- ・閲覧希望を受け付けた場合、独立行政法人日本芸術文化振興会の担当より、閲覧日時等について連絡を行う。

(5) 閲覧における注意事項

- ・閲覧は、6名、2回までとする。
- ・閲覧は、1回当たりの時間は、1時間程度までとする。
- ・閲覧する関連資料の持ち出し、複写、撮影は認めない。
- ・閲覧場所における電子機器の使用を禁止する。
- ・閲覧時には、本業務の調達手続き及び内容等に関する質問に応じない。質問がある場合は、説明書19.の記載に従い質問すること。

(6) 閲覧手続きに関する連絡先

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部国立劇場再整備担当室契約調整係
担当 下村

電話 050-1754-5981(直通)

E-MAIL keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

※受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日、午前10時から午後5時までとする。

※電子メールによる場合は、電話にて着信を確認すること。

Ⅲ. 業務日程

受託者は、以下の業務日程(予定)を遅滞なく遂行するために業務を遂行する。なお、次年度以降の業務については、当該業務の契約の相手方と随意契約を締結する予定がある。

<令和8年度(予定)>

1. PFI事業者選定手続きに関する支援

- (1) 実施方針公表時における支援（これまでの質問回答を参考に回答案の作成、回答に基づき関連資料の修正）（施設整備業務）
- (2) 特定事業選定時の支援
VFM算定に必要となる工事費の算定（建設費、解体費（設計監理費は除く））
- (3) 有識者委員会の運営支援（委員会への出席）
- (4) 事業者選定基準について再検討及び資料修正（施設整備業務）

2. 入札手続きに関する支援

- (1) 入札公告資料に関する質問回答案の作成（施設整備業務）第2回質問回答
（これまでの質問回答を参考に回答案の作成）

<令和9年度（予定）>

1. 入札手続きに関する支援

- (1) 入札公告資料に関する質問回答案の作成（施設整備業務） 第3回質問回答
（これまでの質問回答を参考に回答案の作成）
- (2) 事業費に係る予定価格の算出（建設費、解体費（設計監理費は除く））
- (3) 提案書の整理等、評価に係る支援（施設整備業務）
- (4) 有識者委員会の運営支援（委員会への出席）
- (5) 落札者の選定に係る資料の作成

2. 事業者選定に係る公表資料作成に関する支援

- (1) 公表用の審査講評資料の作成（施設整備業務に関するもの）

以上

別紙1

令和3年度技術アドバイザー業務成果物リスト

No.	成果物	備考	ホームページ	振興会 事務所内 において 閲覧	貸与
1	要求水準書及び附帯資料				
1	1【実施方針時】国立劇場再整備等事業 業務要求水準書（案）		○	○	○
2	2【実施方針時】要求水準書／添付資料		○	○	○
3	3【実施方針時】要求水準書／参考資料		○	○	○
2	1【入札公告時】国立劇場再整備等事業 業務要求水準書（案）		○	○	○
2	2【入札公告時】要求水準書／添付資料		○	○	○
3	3【入札公告時】要求水準書／参考資料		○	○	○
3	要求水準書／検討資料	モデルプラン（L2案）含む		○	○
4	【入札公告時】記載要領／様式集 資料-4 提出書類等の記載要領 必須項目チェックシート 様式A-6-1 工程計画（案） 様式A-6-2 建築概要・各階面積表 様式A-6-3 各室面積表 様式A-6-4 建設工事費等		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2	概算事業費積算書				
1	維持管理業務費 清掃概算資料 想定特殊什器資料 修繕項目参考資料 修繕別設備機器等長期修繕計画試算表 維持管理業務の算定				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2	施設整備費（設計費、工事監理費、建設費、調査費等）及び既存施設の解体工事費				○
	【建築】				
	工事費積算書				○
	見積比較表				○
	サンプル部屋別明細				○
	歩掛作成根拠				○
	工事金額比較表				○
	【電気設備】				
	内訳書				○
	工事費積算書_別紙明細書				○
	複合単価表				○
	類似施設比較表				○
	【機械設備】				
	内訳書				○
	単価根拠				○
	容量算出				○
	数量拾い図				○
	【舞台設備】				
	舞台機構設備 工事費				○
	舞台音響設備 工事費				○
	舞台照明設備 工事費				○
3	事業費積算に関する見積、資料等				○
	【建築見積】				
	エレベーター				○
	【電気見積】				
	火災報知設備				○
	拡声設備				○
	監視カメラ設備				○
	構内交換設備				○
	太陽光発電設備				○
	特別高圧変電設備				○
	入退出管理設備				○
	燃料タンク				○
	非常用発電機				○
	変圧器				○
	無線通信補助設備				○
	【機械見積】				
	【舞台見積】				
	舞台音響見積				○
	舞台機構見積				○
	舞台照明見積				○
	【設計見積】				
	音響コンサルティング業務見積書				○
	舞台設備設計業務見積書				○
	事業費積算に関する見積、資料等確認事項（質疑回答）				○
3	入札公告の策定及び公表（事業者選定基準）				
	国立劇場再整備等事業に係る評価項目(加算点項目)の整理（施設整備）			○	○
	国立劇場再整備等事業に係る評価項目(加算点項目)の整理（維持管理）			○	○
4	PFI事業の事業者選定手続き				
1	1【実施方針時】国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答		○	○	○
2	聞き取り調査及びコスト縮減に関する資料	2.概算事業費積算書による		○	○
	VFM算定に必要なコストの算出				○
5	国立劇場本館等の記録・保存				
1	国立劇場本館歴史評価報告書			○	○
1	インタビュー議事録			○	○

2	資料収集リスト				○	○
2	設計競技応募案複写印刷				○	○
1	設計競技応募案複写リスト				○	○
2	設計競技応募案複写				○	○
3	国立劇場本館、演芸場、伝統芸能情報館諸室の映像記録				○	○
1	360度カメラ画像データリスト				○	○
2	撮影箇所プロット図				○	○
3	画像データ閲覧マニュアル				○	○
4	国立劇場能楽堂諸室の映像記録				○	○
1	360度カメラ画像データリスト				○	○
2	撮影箇所プロット図				○	○
3	画像データ閲覧マニュアル				○	○
5	既存図面				○	○
	既存図面PDF化リスト				○	○
6	打合せ記録書					
1	全体会議事録				○	○
2	維持管理分科会議事録				○	○
3	施設整備分科会議事録				○	○
4	PFI事業者選定に係る発注者打合せ議事録				○	○
5	歴史的評価記録保存打合せ議事録				○	○

令和4年度技術アドバイザリー業務成果物リスト

[illegible]

令和5年度技術アドバイザー業務成果物リスト

No.	成果物	備考	ホームページ	振興会 事務所内 において 閲覧	貸与
1	必須項目チェックシート				
	必須項目チェックシート			○	○
2	事業提案書に対する質問事項				○
	事業提案書に対する質問事項			○	○
3	提案概要の作成				○
	提案概要の作成			○	○
4	概算事業費積算書				
1	施設整備費積算書(建築・舞台)	工事費負担表 内訳 別紙明細 代価表 見積比較表			○ ○ ○ ○ ○
	施設整備費積算書(電気)	内訳 別紙明細			○ ○

		物価デフレーター 類似施設比較表 見積もり比較表 内訳 概算単価根拠			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2	施設整備費積算書(機械) 見積書(建築・舞台) 見積書(電気) 見積書(機械)				

・ホームページの欄の ○ は公表している資料
・振興会事務所内において閲覧の欄の ○ は閲覧できる資料
・貸与の欄は契約締結後、委託者より受託者に ○ は貸与できる資料